



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 6 日 (金)
第 8 4 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定 (487) (森林・林業総室) 2
	障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定 (488) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (489) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (490) (〃) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (491) (〃) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (492) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (493) (〃) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (15) 4

告 示

鳥取県告示第487号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡江府町大字俣野字宮ノ下モ441、443、444
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第488号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 7 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
社会医療法人明和会 医療福祉センター	鳥取市東町 三丁目307	相談支援センター サマーハウス	鳥取市湯所町一 丁目131	地域移行支援、 地域定着支援	平成24年 7 月 1 日

鳥取県告示第489号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
平田成正	ひらた内科クリ ニック	東伯郡湯梨浜町大 字田後222-1	平成24年6月 28日	平成24年7月 31日	訪問看護、訪問リハ ビリテーション、居 宅療養管理指導、通 所リハビリテーショ ン

鳥取県告示第490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
平田成正	ひらた内科クリ ニック	東伯郡湯梨浜町大 字田後222-1	平成24年6月 28日	平成24年7月 31日	介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハビ リテーション、介護 予防居宅療養管理指 導、介護予防通所リ ハビリテーション

鳥取県告示第491号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ワークサポート琴浦	東伯郡琴浦町大字逢 東500-1	就労継続支援 B型	平成24年7月 1日

鳥取県告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、

同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社遙	ケアプラン遙	米子市上福原六丁目5-15	平成24年7月1日

鳥取県告示第493号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ひまわり	米子市長砂町719-3	ひまわり	米子市長砂町719-3	就労継続支援B型	平成24年7月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに境港市選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年7月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,670
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 147,248
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 9,844